

ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書

ジェンダー平等の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、政府も男女共同参画推進法や女性活躍推進法等の制定により、取組を推進している一方で、2023年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本は146か国中125位と前年から9ランクダウンし、過去最低となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の急増など日本のジェンダー平等施策や社会的コンセンサス形成の立ち遅れを浮き彫りにしました。

政府は、2020年に策定した第5次男女共同参画基本計画の中で「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としています。

全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現が求められる中、ジェンダー平等施策の強化は喫緊の課題です。

よって東大和市議会は、政府に対し、日本のジェンダー平等をさらに前に進め、一人一人の人間が希望を持って生きられる社会の構築に向け、積極的に行動することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和5年9月25日

(送付日) 令和5年9月27日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、厚生労働大臣、法務大臣